

# 農業だより

## 肥料価格高騰対策支援事業について

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対し、肥料購入価格上昇分について、国・県で支援を行います。(別紙パンフレット参照)

- 対象経費 令和4年6月から令和5年5月までに購入又は購入することが確実な肥料  
(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)
- 支援対象者 化学肥料の使用量2割低減に取り組む販売農家
- 支援内容 本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料で、前年からの価格上料率や使用量低減率により、肥料額の増加額を算定し、その8.5割(国7割・県1.5割)を支援します。  
支援金=[当年の肥料費－(当年の肥料費÷価格上昇率÷使用量低減率0.9)]×0.85  
※価格上昇率は統計データを基に決定されます。秋肥の価格上昇率は1.4になります。
- 申請書類 ①本年秋肥(令和4年6月～10月に購入)、来年春肥(令和4年11月～5月に購入)の注文時期及び購入価格がわかるもの(注文票等に加え、領収書、請求書等で肥料を購入した、もしくは購入することを証明できるもの)  
②化学肥料低減計画書  
※化学肥料低減に向け、化学肥料低減計画書の取組メニューの中から2つ以上に取り組む必要があります。  
※パンフレットと一緒に「化学肥料低減計画書」を添付いたしますので申請時にご使用ください。
- 申請方法 ①JA・肥料販売店で購入  
申請書類を肥料の購入先に提出してください。JA又は肥料販売店が取組実施者となり申請書類をとりまとめ、支援金を申請します。申請書類の取りまとめについて肥料販売店にご確認ください。  
②上記以外で購入(購入店が取組実施者にならない場合)  
5戸以上の農業者グループで市農業再生協議会に申請してください。
- 申請締切 本年秋肥：令和4年11月から令和5年1月までに申請  
来年春肥：令和5年1月までに申請
- 給付予定 本年秋肥：令和4年12月から  
来年春肥：令和5年4月から
- 問合せ先 新庄市農業再生協議会事務局(新庄市農林課内 TEL：29-5836)  
肥料の購入先(JA・肥料販売店)



## 農業生産資材高騰に対する支援を行います

### ○新庄市農業生産資材高騰対策支援事業

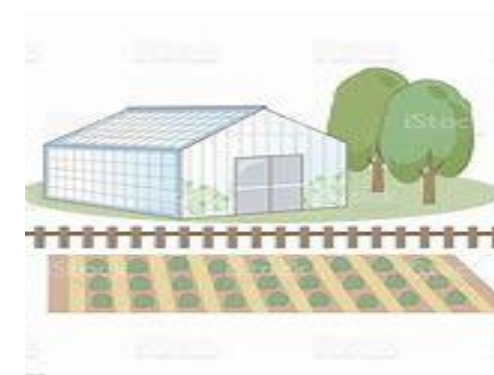
米価の低迷により農業収入が減少している中、肥料等の農業生産資材の高騰により更なる農業経営の圧迫が余儀なくされています。農業経営の継続を支援するため、水稻や転作作物にかかる肥料購入価格上昇に対し、新庄市で支援を行います。

新庄市農業再生協議会が実施主体となり、申請の受付、助成金の交付を行います。

- 対象経費 令和4年に農作物の作付けに要した肥料購入費  
※令和4年4月以降分の購入伝票・領収書等により確認します
- 対象者 令和4年産において新庄市農業再生協議会が示した「生産の目安」を達成し、令和5年産に営農意向のある販売農家(生産組合)
- 支援内容 水田における対象作物の作付面積に対する助成  
※協議会に提出された「営農計画書」で作付面積を把握します  
転作作物は、水田活用の直接支払交付金の対象作物となります

対象作物	支援単価
主食用米、備蓄米、加工用米	2,000円/10a
飼料用米、WCS用稲、飼料作物、大豆、そば、新庄市振興作物(産地交付金対象品目)	1,000円/10a

- 申請方法 支援の対象となる方に案内を送付します。  
申請書と必要書類を「新庄市農業再生協議会」に提出してください。  
(1) 助成申請書  
(2) 振込口座確認書類  
(3) 肥料購入実績証明書  
※国の「肥料価格高騰対策事業」とは異なりますので、個人・法人で申請書を提出してください。
- 申請締切 11月30日(水)
- 給付予定 12月下旬最終支払い
- 問合せ先 新庄市農業再生協議会事務局(新庄市農林課内 TEL：29-5836)



# 生産資材高騰緊急対策資金の貸付期間が延長になりました

## ■資金概要

資金名	山形県災害・経営安定対策資金			
貸付対象者	農業(畜産及びきこの類栽培を含む)及び漁業を営む者			
資金用途	経営の維持安定に必要な運転資金			
貸付限度額	次の①又は②のうちいずれか少ない額			
	① 500 万円			
	② 次の区分により、経営規模(栽培面積、飼育頭数等)に算出単価※を乗じた金額の合計			
		区 分	算出単価(旧)	算出単価(新)
	施設 園芸 以外	水 稻	4 千円/10a	5 千円/10a
		露地の野菜	22 千円/10a	115 千円/10a
		露地の果樹	7 千円/10a	25 千円/10a
		露地の花き	5 千円/10a	41 千円/10a
	施設 園芸	加温施設の野菜・果樹	150 千円/10a	199 千円/10a
		加温施設の花き	476 千円/10a	619 千円/10a
畜 産	乳用牛	26 千円/ 頭	49 千円/ 頭	
	肥育牛	17 千円/ 頭	32 千円/ 頭	
	繁殖雌牛	10 千円/ 頭	19 千円/ 頭	
	豚	6 千円/ 頭	11 千円/ 頭	
	鶏	28 千円/100 羽	54 千円/100 羽	
きのこ 類栽培	シイタケ	75 千円/万 床	78 千円/ 万 床	
	ナメコ、ブナシメジ等	24 千円/万ビン	25 千円/ 万ビン	
※ 算出単価：燃油、飼料、生産資材等の値上がり額と年間使用量等から算出				
償還期限	5 年以内(据置なし)			
貸付利率	0.90%以内 (無利子又は低利子化の場合あり)			
貸付期間	令和5年3月 31 日まで			
融資枠	2.5 億円			

■相談先 農協及び金融機関にお問合せください。  
※上記へ11月中に需要調査を実施しますので、お早めにご相談ください。

基準金利	1.85%
利子補給率	0.95%
県 (66.5%)	0.63175%
市町村 (33.5%)	0.31825%
貸付利率	0.90%

■その他 融資額には限りがあります。  
資金の貸付は需要調査後、山形県より融資額が配分されてからとなります。

# 農業用廃プラスチック・ビニールの回収日程について

○令和4年11月期の農業用廃プラスチック・ビニールの回収を下記の日程で行います。

回 収 日	回 収 時 間	回 収 場 所
11月16日(水)	9:00~11:00	新庄市農協 東部ライスセンター 前
	13:00~14:30	新庄市農協 仁間倉庫 前
11月17日(木)	9:00~9:45	もがみ中央農協 昭和支店 前
	10:00~10:45	もがみ中央農協 塩野米倉庫 前
11月18日(金)	9:00~11:00	もがみ中央農協 北部営農センター中央倉庫 前

※回収にかかる料金は、66円/kgです。

## 【注意事項】

- 粗大ごみは受け付けません。
- 土砂や汚泥を落とし、汚れの少ない状態で搬入してください。
- 農薬容器やひも類、苗箱の破片等を同じ袋の中に混ぜないでください。
- 農薬容器は、農薬を全て処分し容器内を水ですすぎ、袋に入れるかひもで持ち手等の部分をくくり、ひとまとめにしてください。(ひもでくくる場合は5~6個程度が望ましいです)
- 苗箱や肥料袋はビニールひもで束ね(袋に入れない場合)、持ち運びやすくした上で搬入してください。(麻ひも、紙ひも等では回収できません)※苗箱が10枚を超える場合は、10枚でひとくくりにしてください。
- 袋やひもでひとまとめにする場合、計量の関係上、10kg前後の重さでひとまとめにしてください。
- 袋に入れる場合は袋の口を縛った状態で搬入してください。
- スムーズな処理を行うため、口座振替での料金支払いにご協力ください。

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業振興室 29-5836 (直通)

## 経営継承・発展等支援事業の第2次募集がはじまりました

地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援する事業です。

- 補助対象者**：地域農業の中心経営体等（人・農地プランに中心経営体として位置づけられている者又は認定農業者）の先代事業者（個人事業法人の代表者）から経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者であって、以下の要件をすべて満たす者
- 経営発展計画を策定していること
  - 令和3年1月1日から経営発展計画の提出時まで経営に関する主宰権の移譲を受けていること
  - 後継者の名義で税務申告等を行っていること
  - 青色申告者であること
  - 家族農業経営である場合は、経営継承後に家族経営協定書を書面で締結していること
  - 先代事業者から経営規模を縮小していないこと
  - 農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金・経営発展支援事業）の交付を受けていないこと 等

■**補助内容**：経営発展に向けた以下の取組に要する経費を補助します。

1. 法人化
2. 新たな品種・部門等の導入
3. 認証取得
4. データ活用経営
5. 就業規則の策定
6. 経営管理の高度化
7. 就農環境の改善
8. 外部研修の受講
9. 販路開拓
10. 新商品開発
11. 省力化・業務の効率化、品質の向上
12. 規格等の改善
13. 防災・減災の導入

■**補助対象費**：専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出店費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

■**補助金額**：上限100万円（国と市町村が2分の1ずつ負担）

■**申込期限**：令和4年11月18日（金）

※ご準備していただく書類がございますので、お早めにご相談くださるようお願いいたします。

※経営発展等の取組みがポイント化され、合計値が高い順に採択されます。

※事業への応募を希望される方は、下記へご相談ください。

担当：農林課農政企画室（29-5835 直通）

## 収入保険新規加入緊急奨励事業について

近年多発する自然災害や、新型コロナウイルス感染症による農産物価格の低下、取引先の倒産など、農業者自身の経営努力では防ぎきれない様々な収入減少リスクに備える「収入保険」への加入を促進し、農業経営の安定化を図るものです。

- 助成要件**：①令和4年12月31日までに新規で収入保険に加入申込した農業者・農業法人
- ※個人の場合は、保険期間が令和5年1月～12月のもの。
  - ※法人の場合は、保険期間が令和4年度内に開始するもの。
- ②青色申告を行っていること
- ③県税・市町村税の滞納がないこと

- 助成金**：掛捨て保険料のうち「3万円」又は「掛捨て保険料実費」のいずれか低い額
- <例①> 掛捨て保険料実費が40,000円の場合は助成金30,000円
  - <例②> 掛捨て保険料実費が25,000円の場合は助成金25,000円
- ※積立金・付加保険料は支援の対象外です。

■**申請期限**：令和5年1月31日（火）まで

■**申請場所**：新庄市農林課農政企画室

- 必要書類等**：①申請書
- ②農業経営収入保険加入承諾書兼保険料および積立金通知書
  - ③助成金振込先の通帳の写し

■**その他**：事業の活用を希望される方は令和4年12月23日（金）までに新庄市農林課へ連絡をお願いします。  
連絡をいただいた方へ申請書を郵送します。

- お問合せ**：①奨励事業について  
農林課農政企画室（TEL：0233-29-5835）
- ②収入保険への加入手続きについて  
山形県農業共済組合 最上出張所（TEL：0233-29-5711）

